

# 創造と技術で未来を開く

～環境にやさしい発泡成形の研究開発を続ける企業～

林  
代表取締役社長

彰  
氏

DAISEN株式会社

- 住所：中津川市駒場町2番25号
- TEL：0573-66-1321
- FAX：0573-66-5947
- URL：<http://www.daisen-inc.co.jp>
- 事業内容：発泡樹脂全自動成形機の製造、販売  
発泡樹脂用金型の鋳造及び製造
- 従業員：127名
- 会社略歴：
  - 1948年 林建材店を起し、土木建築材料の販売を開始
  - 1955年 林建材株式会社を設立
  - 1964年 林建材株式会社から中部スチロール株式会社に社名変更
  - 1967年 発泡ポリスチレン(EPS)の成形機を製造・販売開始
  - 1970年 株式会社ダイセン工業を設立  
関東工場を埼玉県上尾市に建設し、操業開始
  - 1981年 VS成形機シリーズを開発し、製造・販売開始  
-世界で初めて真空冷却/真空乾燥プロセスを開発し、  
VS成形機として実用化-
  - 1982年 発泡ポリプロピレン(EPP)成形機を開発し、製造・販売開始
  - 1991年 中部スチロール株式会社からダイセン株式会社に社名変更
  - 1992年 九州工場を福岡県大牟田市に建設し、操業開始
  - 2002年 中国に製造・販売拠点 載伸国際貿易(上海)有限公司  
載伸精密模具(上海)有限公司を設立
  - 2006年 DAISEN株式会社に社名変更(ブランドと社名を統一)
  - 2008年 株式会社ダイセン工業の業務をDAISEN株式会社に統合

## 【中津川の企業の発展と共に】

聞き手：貴社の歴史と発展を迎えるにあたっての転換期についてお聞かせ下さい。

林社長：1948年に建築材料の販売を始めたのが当社の始まりです。その後、取り扱っていた建材を用いて、中津川にある三菱電機様の梱包材製造に着手したのが、現在の事業の原点となっています。発泡スチロールは昭和30年代前半にヨーロッパから入ってきて、白物家電の発展と共に増えていきました。しかし、当時の日本には発泡スチロールを製造するメーカーは無く、その利点に着目した当社は、独自の工夫した自動機で生産を始めました。昭和40年代になると、発泡スチロールによる梱包が主流となり、その機械を売って欲しいという依頼も次第に増えていきました。これは、当社にとっての大きな転換期となりましたが、依頼への対応には大変苦勞しました。それは当時の経験知識は一からの始まりで、成型方法までを自社で取り組んでいたからです。

## 【産学官の研究開発に積極的に着手】

聞き手：産学官での研究開発に力を入れているとお聞きしましたが、どのようなことを研究開発されているのでしょうか。

林社長：研究開発では、原材料、金型、機械、またその成形方法についてなど様々な内容の開発を行ってきました。施行されて約30年経つ省エネ法は、昨年に改定されました。これを当社は、研究開発を推し進める良い機会とみています。例えば発泡成形をみても、まだまだエネルギー使用量が多いので改善できるのではないかと考えています。今の産学官プロジェクトのテーマに乗せて研究開発を推し進め、業界のイノベーションに期待しています。

聞き手：中小企業における産学官の研究開発についてはどのようにお考えでしょうか。

林社長：当社のような中小企業にとっての一番の問題は、知恵、知識、金が潤沢ではないということです。自社の力だけでは難しいことも、持っているアイデアをもとに産学官

の知恵や専門的な知識の支援によって研究開発を進め、製品へ展開できることは大変素晴らしい仕組みだと思えます。今後も、国や県を通して大学の研究者と共に研究開発を推し進めることを期待しています。

**聞き手**：海外にも拠点を持ち事業を展開されているようですが、今後の展開についてはどのようにお考えでしょうか。

**林社長**：現在アジアにおける発泡樹脂の生産は、今や中国のみならず人口の多いインドやインドネシアへ進もうとしています。かつて1980年代には、香港、韓国、台湾で軽工業製品に対応する発泡樹脂が生産されるようになりました。1991年のバブル後には、白物家電や電子製品に対応する発泡樹脂が東南アジアにシフトし、やがて2000年を迎えると中国へ移行しています。当社も生産ユーザーの流れに沿って現地代理店やサービス拠点の展開を進めてきました。自動車では、バンパーコア、床材などに発泡樹脂が利用されていますが、その生産拠点もこのところの急激な円高で現地生産化が進んでいます。今後の海外への展開に向けては不透明な状態で、構造変化がどこまで続くか暫く見守り続けるつもりです。

## 【ダブルエコで商品展開】

**聞き手**：世の中がエコを中心とする環境対策を意識した物づくりに動いていますが、エコに対してはどのようにお考えでしょうか。

**林社長**：発泡スチロールは環境に悪いというイメージがありますが、当社ではそれに対応すべく、以前から環境(Ecology)や省エネ(Economy)に対する意識は強く、大きな課題として捉え取り組んでいます。環境と省エネは発泡事業を行うなかで新しい成型方法や次世代金型によって、原料をいかに節約して均質な薄肉成型をするか、どのように成型エネルギーを削減していくかなどが、商品作りに欠かせない最も重要な事項と考えています。そこで当社では、環境のエコ、省エネのエコノミー、つまりダブルエコというネーミングで製品作りを進めています。ダブルエコを通して発泡樹脂がさらに社会に貢献していくことは、当社にとって大事なテーマです。

**聞き手**：若い社員が積極的にご活躍しているようにお見受けしますが、人材育成や社員教育についてはどのようにお考えですか。

**林社長**：何か特別なことをしているというわけではありませんが、自分で確認してやってみたいという風土が根付いているからだと思います。それは、中堅社員が与える若手社員への影響が大きいと感じています。今望まれるのは、生き残るというより絶対勝たなければならないということで、これは全体のパイが小さくなる中で皆が考えていることです。これからは、オンリーワンの目標だけではだめなのです。ただ残っただけでは海外から進出してくる企業との競争に勝ち抜けません。今ある会社の風土を守りながら、新しいことへ挑戦していきたいと思っています。

## 【繊細なバラの栽培】

**聞き手**：休日はどのようにお過ごしでしょうか。

**林社長**：土日はゴルフを少々と少年野球連盟のお手伝いを行っています。その他には、バラの栽培をしています。バラはただ水と肥料を与えるだけでは綺麗な花が咲きません。枝やつるを適度に切り込むこと、この適度がポイントで切り詰めすぎると弱ってしまいます。切り込みを行う際にはその枝の成長の姿をイメージすることが非常に重要で、見事に花を咲かせたときは大変嬉しいものです。バラの剪定は会社組織にも通じるところがあり、切り詰めすぎても、そのままでも良くなりません、全く日々勉強ですね。

**聞き手**：本日は大変貴重なお時間をいただき有難うございました。



【聞き手】株式会社加藤製作所

## 【岐阜県の最低賃金が10円増の706円にて結審】

岐阜県最低賃金審議会において、岐阜県内で働く全ての労働者に適用される岐阜県の最低賃金が昨年より10円増額となる706円で結審した。

中央最低賃金審議会は、今年の最低賃金についての目安額をA～Dランクは10円としており、最低賃金が生活保護の水準額を下回る県については、早期解消に向けて10円から30円を目安額としている。尚、目安額どおりの引上げが行われれば平成22年度地域別最低賃金額の全国加重平均は15円増額の728円となることが見込まれている。

### ■ 平成22年度地域別最低賃金結審状況

都道府県名	最低賃金時間額			都道府県名	最低賃金時間額			都道府県名	最低賃金時間額			
	21年度	22年度	増減額		21年度	22年度	増減額		21年度	22年度	増減額	
北海道	678	691	13	石川	674	686	12	岡山	670			
青森	633			福井	671	683	12	広島	692			
岩手	631			山梨	677	689	12	山口	669			
宮城	662	644	12	長野	681			徳島	633	645	12	
秋田	632			岐阜	696	706	10	香川	652	664	12	
山形	631			静岡	713	725	12	愛媛	632	644	12	
福島	644	656	12	愛知	732	745	13	高知	631	642	11	
茨城	678	690	12	三重	702	714	12	福岡	680	692	12	
栃木	685	697	12	滋賀	693	706	13	佐賀	629			
群馬	676	688	12	京都	729	749	20	長崎	629			
埼玉	735	750	15	大阪	762	779	17	熊本	630			
千葉	728	744	16	兵庫	721	734	13	大分	631	643	12	
東京	791	821	30	奈良	679	691	12	宮崎	629			
神奈川	789	818	29	和歌山	674			鹿児島	630			
新潟	669	681	12	鳥取	630			沖縄	629			
富山	679			島根	630	642	12					
									全国加重平均額	713		

※賃金額、増減額が空白のものについては未だ結審に至っていません。(8月27日現在)

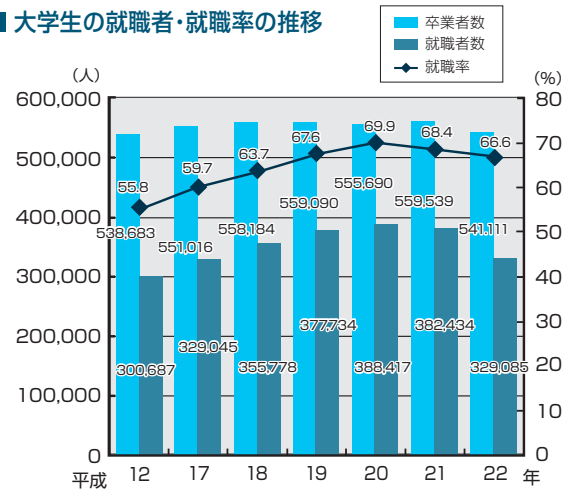
## 【平成22年3月卒の大学生・大学院生が過去最高 就職率は前年より大幅な減少】

8月5日(木)文部科学省は、平成22年度学校基本調査を発表した。

学生数が大学生288万7千人(前年度比4万1千人増)、大学院生数27万1千人(同7千人増)となり過去最高となった。また女子学生の割合が大学生41.1%、大学院生30.3%と過去最高の割合となっている。

一方、就職率は大学生60.8%(同7.6ポイント減)、短期大学生65.2%(同4.7ポイント減)と、大幅な減少となっている。尚、就職者の就職先を産業別に見ると「卸売業、小売業」が16.4%と最も高く、次いで「製造業」12.6%、「医療・福祉」12.2%、「金融業・保険業」9.8%の順となっている。

### ■ 大学生の就職者・就職率の推移



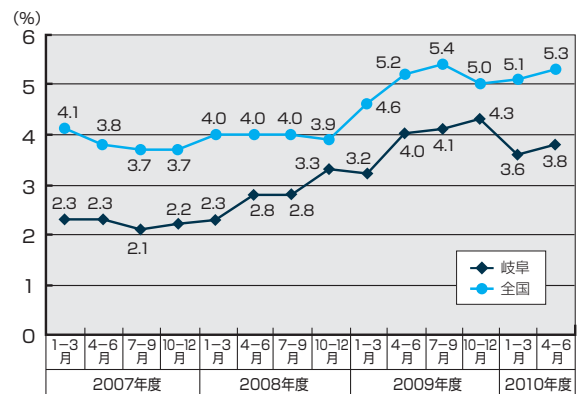
資料出所: 文部科学省「学校基本調査-平成22年度(速報)結果の概要-」より

## 【岐阜県の完全失業率 前年同月比1.0ポイント増】

7月30日、総務省統計局は労働力調査(基本集計)を発表した。

完全失業率の推移について、全国・岐阜共に7月～12月頃をピークに、現在では減少傾向にある。しかし、以前の水準までは未だ回復しておらず、未だ厳しい状況が続いていることが窺える。尚、現在と2007年1月～3月期までを比較すると、一番差が大きいものは全国では1.7ポイント、東海地区では2.2ポイントもの差が生じている。

### ■ 完全失業率の推移



資料出所: 総務省統計局「労働力基本調査(基本集計)」より

# 労働行政レーダー ヘッドライン

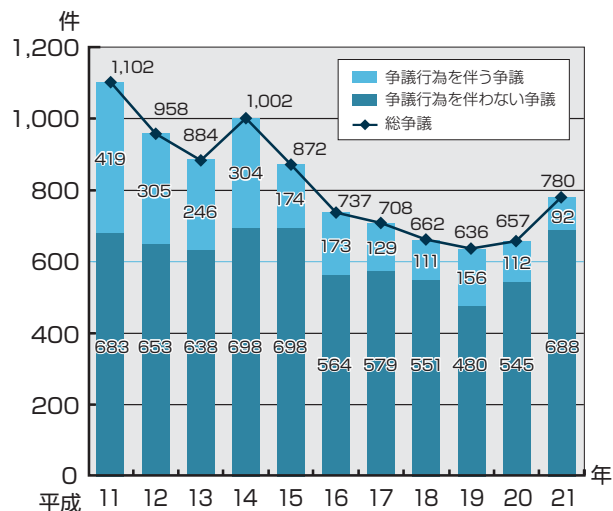
## 【09年度 労働争議780件 前年度比12.8%増】

8月19日(木)厚生労働省は、平成21年労働争議統計調査結果を発表した。

平成21年の労働争議について、総争議の件数は780件(前年比123件増)となった。内訳では「争議行為を伴う争議」は92件(同20件減)と減少しているのに対し、「争議行為を伴わない争議」は688件(同143件増)と増加している。

尚、主要要求事項別では、「経営・雇用・人事」に関する事項が388件と全体の43.3%を占め、最も多くなっている。内訳をみると「組合保障及び組合活動」(223件)が最も多く、続いて「解雇反対・被解雇者の復職」(213件)、「賃金額(基本給・諸手当)の改定」(109件)、「賃金額(賞与・一時金)の改定」(93件)となっている。

### ■ 労働争議の種類別件数の推移



## 【失業期間1年以上112万人 前年度比21万人増】

8月17日(火)総務省は、労働力調査(詳細集計)平成22年4月～6月期平均(速報)結果を発表した。

平成22年4月～6月期において就業者数は6272万人(前年同期比40万人減)となった。完全失業者数は349万人となり、このうち失業期間が3か月以上は221万人(同17万人増)、1年以上は118万人(同21万人増)と共に昨年を上回っている。

尚、仕事につけない理由としては以下の通りとなっている。

### ■ 仕事につけない理由

主な理由	件数
賃金・給料が希望とあわない	21
勤務時間・休日などが希望とあわない	36
求人年齢と自分の年齢とがあわない	61
自分の技術や技能が求人要件に満たない	21
希望する種類・内容の仕事がない	102
条件にこだわらないが仕事がない	44
その他	61

資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)平成22年4～6月期平均(速報)結果」より

### 6月の雇用調整助成金対象者128万人 前月比4.5万人減

届出数について事業所数75,901カ所(前月比875カ所減)、対象者数1,279,278人(同44,817人減)と共に減少する結果となった。尚、岐阜では2,492の事業所より41,115人の届出が確認されている。

資料出所:厚生労働省「雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況、支給決定状況」について

### 09年度の入職者数・離職者数ともに増加 離職超過は0.9ポイント

09年度の就業者について入職者数は684万人(前年比1.3ポイント増)、離職者数は724万人(同1.8ポイント増)となった。それに伴い常用労働者数は40万人の減少となり、0.9ポイントの離職超過となっている。

資料出所:厚生労働省「平成21年雇用動向調査結果の概要」より

### 女性の育児休暇取得率85.6% 前年比5.0ポイント減 初の減少

08年度に出産にあたった女性の育児休業の取得率が85.6%(前年比5.0ポイント減)となり、1996年の調査開始以来初の減少となった。一方、男性は1.72%(同0.49ポイント増)となっている。

資料出所:厚生労働省「雇用均等基本調査」より

### 勤労者世帯1か月平均の生活費は31万9千円

勤労者世帯の税金や社会保険料を引いた手取り収入額の平均が42万8千円となった。このうち31万9千円が生活費として使用され、残り10万9千円が預金や生命保険の掛け金のほか住宅ローンなどの借金の返済に充てられている。尚、世帯平均は、世帯人員3.34人、有業人員1.67人、世帯主年齢47.1歳としている。

資料出所:総務省統計局「家計簿からみたファミリーライフ」より

### 日本の平均寿命が男性・女性共に過去最高に

日本の平均寿命について男性79.59年、女性86.44年となり共に過去最高となり、全ての年齢の平均余命で前年を上回った。平均寿命の伸びを死因別に分析すると、悪性新生物、心疾患(高血圧性を除く、以下同じ)、脳血管疾患及び肺炎などが平均寿命を延ばす方向に働いているとしている。

資料出所:厚生労働省「平成21年簡易生命表の概況について」より

## お知らせ

### 平成22年度「全国労働衛生週間」の実施について

10月1日から「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」をスローガンとして、全国労働衛生週間が実施されます。本週間を契機に、メンタルヘルス対策への積極的な取組み、労働衛生活動の一層の促進をお願いします。

詳しくは、岐阜労働局ホームページ

([http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/20100804\\_01.html](http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/20100804_01.html))をご参照下さい。

### ～新規高等学校卒業生の採用枠の確保をお願いします～

来春に高等学校を卒業する生徒に対する県内求人数は、前年度にも増して厳しい状況となっております。

就職を希望する生徒に対し、幅広い職業選択の機会を提供するとともに、将来にわたって地域社会の基盤と活力を維持していくためにも、新規高等学校卒業生の採用枠の確保をお願い申し上げます。

求人提出にあたっては、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

〈岐阜県・厚生労働省岐阜労働局・岐阜県教育委員会〉

## 裁判例解説(懲戒・解雇・退職)



毛利法律事務所  
弁護士

小森 正悟 氏

本稿は、さる7月8日(木)に長良川スポーツプラザで開催された「第182回人事・労務セミナー」における、ご講演の概要です。

(事務局文責)

当日解説いただいた内容の中から、近年、圧倒的に多くなってきている「懲戒解雇」について、有効と無効とされた裁判例を中心にダイジェスト版としてまとめました。

## 1 軽微な非違行為 (遅刻、職場離脱(サボリ)、仕事上のミスなど)

### 有効例

#### 「港湾運送事件:大阪地判S42.4.14」

労働協約において、正当な理由の無い無断欠勤を繰り返す場合、懲戒解雇とする旨が定められていた。しかし、正当な理由無く無断欠勤を3ヶ月に3回程度繰り返した。

### 裁判所の見解

3ヶ月の3回の欠勤がその企業にとって最も重要な部門に関するものであり、欠勤した従業員の補充を可能とする時間的余裕を企業に与えなかった。無届で行われていたこともあり悪質と判断。

### 無効例

#### 「東京西部建設労働組合書記局事件:東京地判S41.7.9」

2ヶ月に1度遅刻をし、7回欠勤をした。

### 裁判所の見解

7回の欠勤のうち、1回は引越しによる欠勤、3回は病気など、やむを得ないことだった。それに欠勤を書記局へ、事前又は事後に届け出をしていた。よって、7回の欠勤を理由に懲戒解雇とするのは難しいと判断。

### まとめ

- ・軽微な非違行為は、労働契約に基づく労務提供義務の不履行に過ぎない。
- ・懲戒相当となるためには、職務懈怠が相当程度繰り返されることが必要(原則は戒告程度)
- ・使用者のとったプロセスが重要となる。

## 2 パソコンの私的利用

### 有効例

#### 「K工業技術専門学校事件:福岡高判H17.9.14」

勤務時間中の出会い系サイトへの投稿。5年間にメールを2980件送受信、出会い系サイトの送受信は800回程度。

### 裁判所の見解

連日のように投稿を繰り返し、業務とは関係の無いことを投稿、勤務中の行為であり、服務規律に定める職務専念義務に著しく反していると判断。

### 無効例

#### 「グレイワールドワイド事件:東京地判H15.9.22」

20日間に私用メールを49通送信、そのうち39件が就業時間内に行われ、10通が時間外であった。内容は会社の経営批判を繰り返すものが多い。

### 裁判所の見解

①職務規定などによる勤務中の私用メールの使用を禁止していなかった。②使用頻度も1日2通程度であり、従業員自身の職務、企業に対する経済的な負担をかけたものであると認められない。以上の2点を総合的に判断し、社会職務通念上の相当の範囲に留まると判断。メール内容については、批判も1つの言論ということもあり、懲戒解雇の優位性を判断付ける材料とはならなかった。

### まとめ

- ・私的メールの利用等は、業務に支障が生じない限り使用者は黙認しているのが実情。
- ・企業秩序違反ではなく、職務専念義務違反の問題となることが多い。
- ・私的利用の実態、私的利用に対する注意・指導の有無などから懲戒の相当性を考える。

## 3 刑事事件(私生活上の非行)

### 有効例

#### 「小田急電鉄事件:東京高判H15.12.11」

※懲戒解雇は有効としたが、退職金については7割減までとした

乗車していた女子大生に従業員が痴漢行為をし、迷惑防止条例に基づき逮捕・略式起訴されて20万の罰金刑に処せられた。後日、始末書提出にて処分は済んだが、再び同様の痴漢行為を行い、略式起訴ではなく公安請求となった。

### 裁判所の見解

被害者に与えた影響や、電鉄会社の社員の信用を失墜させたこと、半年間に2度繰り返すことをみても悪質であると判断。

### 無効例

#### 「横浜ゴム事件:最判S45.7.28」

お酒に酔い他人の家に風呂場から侵入し、住居不法侵入罪で逮捕起訴された。

#### 裁判所の見解

受けた刑罰が軽微であり、労働者の地位も一工具であったことから、会社の体面を著しく汚したとはいえない。

### まとめ

- ・基本的に、私生活上の行為について会社の懲戒権は及ばない。
- ・会社の業種・規模、破廉恥犯か否か、当該職員の地位等から、個人の問題では無く会社の社会的評価に及ぼす悪影響が重大か否かを判断する。
- ・退職勧告等が相当なこともある。
- ・懲戒処分を行うタイミングと留意点。

## 4 社内不倫

### 有効例

#### 「長野電鉄事件東京高判:東京高判S41.7.30」

観光バス会社の妻子持の運転手と未成年のバスガイド。

#### 裁判所の見解

バス事業を行う会社の地位や名誉を傷つけ、会社に損害を与えたと判断し懲戒解雇を有効と判断。

### 無効例

#### 「繁機工設備事件:旭川地判H1.12.27」

水道管の設備工事会社女子社員が妻子ある男性社員と恋愛関係になった。企業側として退職を勧めたが、拒否したため解雇とした。

#### 裁判所の見解

就業規則にて職場の風紀や秩序を乱した場合、懲戒できる旨を定めていた。しかし、これは企業運営に具体的な影響を与えた場合に限ってと解釈すべきだとし、今回の事案についての影響は無かったと判断。

### まとめ

- ・当該会社の事業における職場環境の特殊性。(男女関係を厳しく律する必要性の高低)
- ・社内不倫といえども、私生活上の行為であり、原則として懲戒解雇の対象とはならないが、会社の社会的評価に重大な悪影響を与える場合には企業秩序違反として懲戒解雇もあり得る。

## 5 飲酒運転

### 有効例

#### 「ヤマト運輸事件:東京地判H19.8.27」

缶ビール2本程度の飲酒による事故。損害はなく、酒気帯び運転による罰金となった。免停30日の行政処分を受け講習を受けるものの、会社への報告は一切無かった。

#### 裁判所の見解

就業規則に飲酒運転による場合の懲戒解雇の有無の記載があり、就業規則とは別にも従業員への通達として

酒気帯び運転が後日発覚した場合の対応として、情状酌量を行わないとしていた。

### 無効例

#### 「相互タクシー事件:最判S61.9.11」

業務日でない日に酒酔い運転で事故を発生させ罰金刑に処せられた。

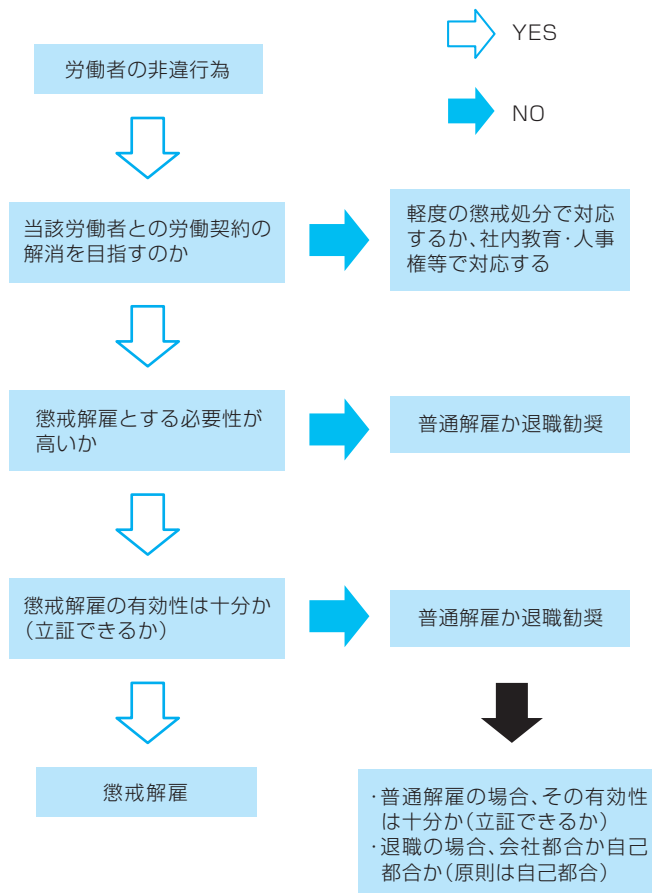
#### 裁判所の見解

犯罪行為と同様に懲戒該当行為の性質、対応、情状あるいは会社の規模や業種を総合的な評価、会社の過去の処分事例や社会的な評価に及ぼした影響を考慮して懲戒解雇が相当とする程重大とは認められない。

### まとめ

- ・平成18年の福岡の交通事故以来、社会的に非難が高まり、道路交通法も厳罰化された。
- ・基本的には刑事事件(私生活上の非行)で用いた規範で相当性を検討する。
- ・交通事故等具体的な被害を伴わず、それまで処分歴も無い場合、酒気帯び運転のみを理由に懲戒解雇することは消極的に考えるべき。
- ・懲戒解雇に踏み切る場合は、就業規則、社内通達、誓約書の取得等の事前対応が望ましい。

### 非違行為に接した場合の検討順序(一例)



※懲戒解雇・普通解雇ができない・すべきでない場合であって、当該労働者が退職に応じない場合は、当該労働者との労働契約を解消することはできない。